

令和4年度第1回旭川市子ども・子育て審議会 議事概要

○開催日時

令和4年7月14日（木） 18:30～20:00

○開催場所

旭川市子ども総合相談センター 2階 会議室1, 2

○出席委員（19名）

荒木関委員，入江委員，貝沼委員，片桐委員，小山委員，佐々木(一)委員，佐々木(千)委員，佐藤(貴)委員，佐藤(達)委員，田中委員，長野委員，猫山委員，林委員，藤田委員，松林委員，梁川委員，吉田(清)委員，吉田(有)委員，渡辺委員

○欠席委員（1名）

浅野委員

○事務局（10名）

子育て支援部 浅田部長，鎌田主幹

子育て支援課 竹内次長，高橋補佐

子育て企画係 藤澤，鎌田

子育て助成課 内田課長

こども育成課 坂本課長

おやこ応援課 川村課長，柴田主幹

1 開会

2 議事

(1) 協議事項

《協議事項ア 旭川市子ども・子育てプランの中間年の見直しについて》

(A委員)

事務局から説明を。

(事務局)

旭川市子ども・子育てプランは，法律・条例に基づき子どもが健やかに育つ環境作りに関する施策を総合的かつ計画的に実施するものであり，子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画の位置付けを含むものとされている。

現在のプランは令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間で計画期間となっており，令和4年度が見直しの中間年に当たる。

中間年の見直しの検討に当たっては，子ども・子育て支援事業計画に関する国から示された中間見直しのための考え方によると，「子どものための教育・保育給付」（1号認定から3

号認定)については、実績値が市町村計画における量の見込みよりも10%以上のかい離がある場合などに原則として見直しが必要とされ、「地域子ども・子育て支援事業」(時間外保育事業他)については、教育・保育給付の量の見込みの見直しにあわせて、必要に応じて地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」についても見直しを行うこととされている。

中間見直しの検討に当たっては、国からの事務連絡に中間見直しについて特例が示されており、「新型コロナウイルス感染症等の影響により、平常時の実績(今後の利用ニーズを含む)の想定が困難であって、令和4年度の間見直しが必要かどうかの判断ができない場合、必ずしも当該年度に中間見直しを行う必要がなく、令和5年度以降に必要なに応じて実施していただきたい。」とされている。

関連法の制定・改正については、令和4年6月15日に「こども家庭庁設置法」、「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」ができ、施行日は令和5年4月とされている。これに伴い、児童福祉法その他関係法令の整備が行われることになり、新たな計画の策定や市町村における子育て支援事業の新設・拡充が予定されている。

以上を踏まえ、事務局案としては今年度の本プランの見直しは見送り、来年度以降の国の動向や新型コロナウイルス感染症をはじめとした社会動向に注視しつつ、見直しについて検討していきたい。

続いて令和3年度までのプラン実績値について、説明する。

量の見込みと実績値に10%以上のかい離がある場合は、原則見直しが必要とされているが、「子どものための教育・保育給付」では、1号認定と2号認定の「保育の必要性があり教育を希望するもの」については、見込み2,802人対し実績値2,492人となっており、かい離値がマイナス11%となっている。2号認定の「保育の必要性があるもの」については、見込み3,460人に対し実績値3,636人となっており、かい離値はプラス5%となっている。3号認定の「保育の必要があるもの」については、ほぼ見込みどおりの実績値となっており、「子どものための教育・保育給付」全体では、大きなかい離はない。その他の事業については、「妊婦健康診査事業」が、見込み26,698人に対し実績値20,298人となっており、かい離値がマイナス24%となっている。「地域子育て支援拠点事業」については、見込み4,840人に対し実績値3,635人となっており、かい離値はマイナス25%となっている。

各項目については、それぞれ分析した資料を添付しているので参考にしてもらいたい。

(A委員)

こども家庭庁が設置されることに伴い、様々な変化が考えられることもあり、現状で見直すよりも1年ほど遅らせてから見直した方が効果的なのではないかという提案だった。

何か質問・意見はあるか。

(B委員)

何点か質問する。

2号認定が「保育の必要性があり、教育を希望するもの」と「保育の必要性があるもの」

に分かれている違いは何か。

1号認定と2号認定（教育）が11%のかい離があり、新型コロナウイルス感染症の影響をどのように受けたと市は判断したのか。

これらの子どもたちをどのような枠組みで確保していくのが大切ではないかと思う。今後の提供体制として、保育所から認定こども園への移行や、幼稚園から認定こども園への移行について、移行が可能なのか付帯的な条件が付くのか、ある程度計画上明らかにしておくべきだと思うが、市はどのように考えているのか。

ショートステイ、トワイライトステイについては、見込みが非常に少ない事業だが、このような事業については実績値も大切だが、例えば利用を断ったケースがあるのかや代替え策を検討したケースがあるのかを示さなければ実際のニーズ量を把握できないのではないかと前職者が指摘していたがどうなのか。

これからの時代は在宅の子どもたちに対する支援の必要性が増してくると思うが13事業以外で特に支援が必要なケースに対する支援策を検討しているものはあるか。

（事務局）

2号認定が「保育の必要性があり、教育を希望するもの」と「保育の必要性があるもの」に分かれているのかについては、国が制定した区分に基づいている。

新型コロナウイルス感染症の影響については、詳細は分析していないが、「子どものための教育・保育給付」以外にも「妊婦健康診査事業」が減少していることなど、影響があったのではないかと考えている。

ショートステイ、トワイライトステイについては、トキワの森と育児院で実施しているが里親も可能となった。プランの策定にあたり世帯数や人数は算定していないが、キャパシティとして検討するということはあった。

（事務局）

13事業以外に何か検討しているものはあるかという質問だが、児童福祉法の改正の中でも国で新規事業を検討していたり、拡充するという情報もある。旭川市独自で考えている事業はないが、全体の流れとしても拡充や新規事業などの方向性が広がりつつある。

（事務局）

保育所から認定こども園、あるいは幼稚園から認定こども園への移行については、子どもの人数や状況を踏まえてとなるが、現時点では定員を増やすことは考えていない。ただし、実態として全市や地域の人数を踏まえて引き続き考えていかなければならない。

（事務局）

少子化が想定以上に進んでいる。新型コロナの影響かもしれないが、不確定要素があり見

通しづらい現状ではある。出産される世代の人数が減少しているため、少子化は止められない状況だと考えている。一方、待機児童がゼロとなり5年が経過したが、入所希望は少子化の中にあっても増えていた。それが、ここに来て減少していることから、1号、2号、3号全ての定員の枠が余り始めている現状にある。そういった中で、利用定員は市町村計画に基づいて全市的なバランスを踏まえて調整しなければならないので、いたずらに定員を増やすことは難しい。新型コロナの状況も加味しなければならないが、今考えられるのは、かつてのように認定こども園への移行というのは難しい。保育や教育を提供する体制をとるためには定員のバランスを配慮しなければならない。市がなるべく早くに方向性を示さなければ皆さんの事業計画に影響するということは、委員のおっしゃるとおりであるため、方向性としては、そのように示さなければならないが、個別の事情もあることから、絶対に増やさないということではない。ただ、大きな方向性としてはそういう状況であるため、何らかの形で各施設にお示しできるようにしたい。

(B委員)

ありがとうございます。

(C委員)

ショートステイ、トワイライトステイの「量の見込み(1日当たり利用者数)」は1人を見込んでおり、実績が0.28人となっている。「確保方策(定員数)」の2人というのはどのような意味なのか。

(事務局)

量の見込みとしては1日当たり1人だが、定員数は1日当たり2人を確保しているということ。

(C委員)

毎日2人ずつ利用できる予算は確保しているのか。

(事務局)

定員2人は確保しているが、予算は実績を踏まえた金額を計上しているため、365日定員2人分の予算は確保していない。

(C委員)

必要となったときにはどのように対応するのか。児童相談所は昨年度からほぼ毎日、1日当たり20人から30人の子どもを児童養護施設や里親の力を借りて一時保護している。旭川児童相談所の管轄地域は、上川、留萌、それから宗谷も一時保護所を使う対象となってい

る。広域の範囲となっているが、約70%から80%は旭川市からの相談となっている。確かに、虐待などのケースが多くショートステイやトワイライトステイの対象ではない子どもが多いが、中には条件に合致する子どもがいる。当然、旭川市で相談をされて、市で対応は難しいので児童相談所に来られていると思っていたが、今後は、この制度については、定員が確保されているので検討していただいた上で、対応したいと思った。

ショートステイ先に里親も考えているということだが、ショートステイ、トワイライトステイは預け先との契約が必要となるが、その作業はどのくらい進んでいるのか。

(事務局)

現在、どこまで進んでいるのかは把握していない。

(C委員)

今後の見込みについては、どのような状況なのか。

(事務局)

予算計上については、考え方を整理してからになる。預け先として里親から協力をいただけることも伺っているので、いろいろ検討していきたい。

(C委員)

是非、よろしくお願ひしたい。実績が必要となると思う。最初に児童相談所に相談が寄せられたとしても、ショートステイの対象であれば旭川市を紹介したり、今後連携を取っていききたいと思うので、よろしくお願ひしたい。

(事務局)

誤解のないように申し上げるが、一時保護等に関わるものなので予算がないからできないということはない。予算が不足することがあれば、流用や補正予算で対応する。

(C委員)

分かりました。

(A委員)

できるだけ、旭川市で対応できる部分は、確保していかなければならないので、今一度精査していただき、関係機関との協力のもと、一人でも多くの子どもたちを救うということを見せていただきたい。

その他、何かあるか。

(D委員)

特別支援保育事業について伺う。この事業は、具体的には保育園、幼稚園に加配の教員を配置するのか。

(事務局)

対象となる子どもを預かる保育園等に対し、補助金を交付し対応している。

(D委員)

他に巡回支援事業などもあるが、これらも含めるのか。

(事務局)

巡回支援事業は、別の事業となる。

(D委員)

加配の算定式は不明だが、かなり変動があると思う。その際に、職員を退職させることはできないと思うが、どういう対応をしているのか。実際のところは、臨時職員を雇用して対象の子どもが退園したら雇用を打ち切るということか。

(事務局)

雇用については、法人の対応となるので、それぞれ異なる。

(D委員)

旭川市としては、補助金を交付しているということか。

(事務局)

基準に基づき補助金を算定し、交付している。

(D委員)

職員の配置については、個々の園でということか。

(事務局)

はい。

(D委員)

分かりました。

(A委員)

様々な御意見をいただいた。一年猶予ができたということでもあるので、より良い見直しを行っていただきたい。

《協議事項イ 旭川市独自の奨学金制度の拡充について》

(A委員)

事務局から説明を。

(事務局)

奨学金の現状について、最も利用されている日本学生支援機構の奨学金の概要を示した資料となっており、給付型と貸与型がある。

次に、奨学金を巡る最近の動向だが、先月発表された政府の「骨太の方針2022」において、学びの支援の充実があり、国としても給付型奨学金の充実を一層図っている。また、柔軟な返還・納付の仕組み、いわゆる出世払いの仕組みについても考えられている。国としても、若者世代を応援していきたいという動向がある。

次に、旭川市の現状についてお話す。奨学金の元となる旭川市育英事業（基金）については、昭和39年に基金を設立し、運営してきたが、平成27年度からふるさと納税ポータルサイトでの取扱いが始まり、平成30年度から基金の取り崩し規定を追加し、奨学金制度が充実してきたという経過がある。基金残高も順調に積み上がっている。

具体的な基金の使い方については、給付型奨学金、返済型奨学金、入学支度金貸付金がある。給付型奨学金は、高校1年生を対象に入学時の負担軽減を図っている。育英資金としては、貸付けを行っており、これまで充実を図ってきた経過がある。

次に、他の都市との比較として、札幌市と函館市などのいくつかの中核市をピックアップした。それぞれ、独自の考え方に基つき制度を組み立てていることが読み取れる。育英事業基金の推移については、現行制度を維持した場合、5年後、10年後、20年後には、最終的に17億円を超える積立額になってしまう。仮に、令和4年度以降、毎年5千万円ずつ使ったとしても、7億円から8億円を維持できる見込みとなっている。

市独自の奨学金の充実の案としては、高校に入る子どもに対する給付型の制度を用意している。貸付型は、高校生、大学生の両方に対する制度を用意している。欠けている部分として大学生向けの給付型奨学金について、「育英」という言葉のとおり、英才を育むということを狙い、困難な状況にあっても努力してきた子どもたちを地域として応援できる制度を作っていきたい。

(A委員)

何か質問・意見はあるか。

(D委員)

大学生への奨学金を新設するということが、要件はどのように考えているのか。具体的に言うと、旭川市内に進学する大学生を対象とするのか、道内・道外に進学する大学生も対象とするのか。

(事務局)

旭川市で育った子どもたちを広く応援し、子どもたちが羽ばたき成長していくことを願う基金であることが大切。保護者がこの地域にいて、この地域で育った子どもたちについては、進学先を問わず応援していける制度が大事だと考えている。

(D委員)

他にも要件はあると思う。例えば、保護者の所得や高校、大学の成績なども要件とするのか。

(事務局)

困難な家庭環境にある中でも努力する子どもたちを地域として応援しなければならないと考えている。そのため、委員のおっしゃるとおり、苦しい家計の中で頑張ってきた子どもたち、頑張ってきた結果として優秀な成績を残してきた子ども、誰が見ても応援しなければならないという子どもを応援していくというのが地域の奨学金制度に求められていると思う。具体的な要件については、これから詰めて行きたい。

(D委員)

旭川市に居住している方が対象となるということだが、旭川市は転入転出が比較的多い。居住年数などの要件はあるのか。具体的には、高校3年生のときに転入し大学に進学する場合や、近隣町村に居住している方が奨学金を受けるために旭川市に転入した場合には対象となるのか。

(事務局)

具体的な制度設計については、これから検討するが、旭川市内の高校を卒業することは要件になるのではないかと考えている。御指摘いただいた点や他都市の事例も踏まえて、不公平感のない制度としたい。

(A委員)

いろいろな意見が出たので、今後の検討に当たり参考としてもらいたい。

《協議事項ウ 子ども医療費助成の拡充について》

(A委員)

事務局から説明を。

(事務局)

東京都23区・政令指定都市、中核市、道内市町村、周辺8町の子ども医療費助成制度についてお示しする。高校生まで医療費が無償化されているのは、名古屋市、東京23区、中核市6、道内市町村62、周辺8町3となっている。中学生まで医療費が無償化されているのは、さいたま市、中核市17、道内市町村39、周辺8町5。周辺8町は中学生までは全て無償化されている状況。

旭川市で子ども医療費の無償化を実施した場合の試算についてお示しする。未就学児までで1億2千万円、小学生までで1億2千万円、中学生までで6千万円、合計3億円となる。また、高校生までで1億2千万円となる。ひとり親家庭等医療費については、未就学児までで200万円、小学生までで600万円、中学生までで400万円となる。

中核市で子ども医療費の無償化を実施しているのは62市中26市ある。扶助費の額については、市の規模によって大小はあるが、約10億円必要となっている。旭川市の扶助費については約7億円となっており、先ほど試算した3億円を加えると約10億円となるため、他の中核市と比較しても試算した3億円というのは妥当性のある数字。

次に、旭川市の子ども医療費助成の現状についてお示しする。3歳までは、全額助成している。

旭川市の子ども医療費助成の事業経過については、昭和48年から制度を開始し、少しずつ改正し取り組んできているが、とりわけ、平成24年、平成26年、平成28年、平成30年と2年おきに助成対象を拡大してきた経過がある。

改めて拡充分の扶助費増額分をお示しすると、中学生までの子ども医療費無償化で3億1千200万円となり、高校生までの子ども医療費無償化で更に1億4千万円必要となる。

(A委員)

何か質問・意見はあるか。

(D委員)

中学校までの子ども医療費無償化を進めていきたいということか。

(事務局)

子ども医療費無償化について、全国的な流れをお示したところだが、旭川市の方向性について委員の皆様から御意見をいただきたい。

(D委員)

高校生までの子ども医療費無償化が可能なのであれば、是非実施していただきたいが、予

算は無尽蔵にないので、現実的にはどこまでが可能なのか。極論は高校生までの子ども医療費を無償化し、所得制限も設けないのがベストだが可能なのか。

(事務局)

市長公約では中学生までの子ども医療費無償化を掲げており、市政として実施する方向が根底にある。高校生については公約にない。先ほどの説明でも全国的に18歳までの医療費無償化という流れがあり、子育て支援部としては、子どもに対する支援として予算を獲得しなければならない。一方で、委員もおっしゃられたとおり財源的な負担も大きく、非常に悩ましい。ただ、細かく制度を変更していくと手間もかかるため、実施するなら一気に実施したいという思いはあるが、選択肢としては、高校生の無償化については、完全実施した場合1億2千万円の増額となるが、3割負担を2割負担、1割負担とするということも考えられる。

(D委員)

最初は高校生まで無償化することで進めて、それが難しいようであれば2割負担など負担を増やしていくということが現実的な方法だと理解した。

所得制限については、是非設けないでほしい。所得制限を設けるデメリットとしては、事務経費がかかってしまう。そこが算定されていないので、所得制限を設けない方が良いと個人的には思う。

(B委員)

資料にある意見聴取の「段階的実施の考え方」というのは、高校生についてどうするかということか。以前、小学生と中学生のどちらを先に実施するかという話もあったが、そのことか。

(事務局)

中学生以下を細かく分けることは考えていない。高校生までについては、いろいろな考え方があろうと思う。

(B委員)

中学生までは一括実施ということで安心した。高校生までについては、この事業を実施することでどういう効果があるのかが大切。周辺8町の状況があり、人口が流出することは避けなければならないので、どうすれば人口が流出しないのか、どうすれば人口が増えるのかを考えて計画を立てていただきたい。もちろん、予算が許すのであれば高校生まで一括実施が望ましい。

(事務局)

人口の流出については、強く意識していかなければならない。市が医療費を負担することは、お金が出ていく話だが、子どもや人口が増えれば、税収も増える。住宅建設の新規着工数などにも直結してくるため、民間にも影響がある。

(A委員)

いただいた御意見については、検討していく上で参考にさせていただきたい。

《報告事項ア 「旭川市の保育と市立保育所の在り方」の策定について》

(A委員)

事務局から説明を。

(事務局)

「旭川市の保育と市立保育所の在り方」は、全4章で構成されている。

第1章では、策定に当たって子育て支援部内の検討会議で議論を重ねてきた。さらに、本審議会に児童福祉施設等整備部会を設置し、昨年1月から4回にわたり議論いただき様々な御意見をいただいた。その後、パブリックコメントを実施し、それらの御意見を踏まえ本年5月に策定した。

第2章では、本市の保育の現状と課題を整理している。

第3章では、本市が目指す保育として、「保育に係る安全確保」「多様性を受容する保育」「連続した育ちを支える保育」「地域の子育て支援」を掲げ、これらを実現するため、旭川市保育センター（仮称）を設置し、「特別支援保育及びインクルーシブ保育の普及啓発と実地指導」「受入が困難なケースについて児童や保護者と施設とをつなぐ調整的役割」「保育のセーフティネットとしての機能と保育ノウハウの還元」「公立と民間の両者の保育士のスキルアップ」に取り組み、市内の全保育施設の質の向上を図ることとした。

第4章では、市立保育所の今後として、保育需要の縮小に伴い、保育の受け皿としての役割は終了し、地域の保育需要の動向を見ながら、閉所または民間移譲を検討することとした。具体的には、新旭川保育所は、地域の需要を見込み令和6年度末を目途に閉所を検討することとし、近文保育所及び神楽保育所は近隣の民間施設で需要を吸収できるまでは、民間移譲の手法も含め保育は継続することとした。

今後については、「旭川市の保育と市立保育所の在り方」に基づき、改めて保育需要を見極め、旭川市保育センターの実施業務の具体化や設置手法を検討するとともに、市立保育所の民間移譲に関する市場調査の実施なども進めていく予定。

(A委員)

何か質問・意見はあるか。

(B委員)

市立保育所の在り方に関しては、我々の団体の内部でもいろいろな意見があることを伝えたい。保育センターも初めて聞いた。今後もいろいろと議論されると思っているので勉強したい。また、旭川市内の地区別等定員充足率の地区割りについて、実情に合っていないのではないかという意見がある。この地区割りについては、今後も変更になることはないか。

(事務局)

基本的には変更することはない。

(B委員)

過去は変更となった経緯があることを聞いたので、変更とならないということで良かった。

3 その他

(A委員)

その他事項として事務局から。

(事務局)

いじめ対策について、検討状況等について説明する。

昨年3月に市立中学校に在籍していた女子生徒の遺体が発見された事案については、現在、いじめ防止対策推進法に基づく重大事態としての調査が行われており、8月に最終報告がなされる予定となっている。

そうした中、いじめ問題の徹底した再発防止については、本市が重点的に取り組む喫緊の課題として、昨年12月には、今津市長、子育て支援部、学校教育部の職員が、いじめ対策で先進的に取り組んでいる滋賀県大津市、岐阜県岐阜市、大阪府寝屋川市の視察を行うなど、この間、調査検討を進めてきた。

本市としても、これまで学校や教育委員会を中心にいじめの対応を行ってきた経過があるが、市長部局にいじめ対策の専門部署を設置し、学校や教育委員会のほか、関係機関、地域住民などと連携し、事案に対処することが重要であることから、いじめ対策の専門部署を来年4月に設置すべく、具体的な検討を進めているところである。

いじめ対策専門部署の設置検討に当たっては、専門部署が担う業務や組織体制、人員等を検討する上で、いじめ防止条例（仮称）の制定や、地域住民等との連携についても、関わりがあることから、本年度「旭川市いじめ対策に関する庁内検討会議」を立ち上げ、検討を行っている。

この庁内検討会議は、子育て支援部のほか、総合政策部、学校教育部など8部局で構成し、

庁内横断的に検討を進めている。

また、これらの事項の検討に当たっては、地域社会全体でいじめ防止対策を推進するため、保護者、学校、関係機関等との意見交換を行うなど、本市の現状と課題を踏まえるとともに、実情に即した対策の検討を進めている。

旭川市いじめ対策に関する有識者懇談会については、教育・心理・法律等の知見を有する専門家から意見を聴取するもので、いじめ対策に関する基本的な考え方や取組等について、先週、個別に意見交換を行った。来月以降、懇談会を開催したいと考えているが、道外在住の方もいるためオンラインでの開催を予定している。

次に、検討作業スケジュールについてだが、組織体制の検討については、有識者の方からも意見を頂きながら、今月中を目途にたたき台を整理し、その後、組織体制案の作成、庁内調整などを経て、組織体制を決定し、令和5年4月からいじめ対策専門部署の業務を開始したいと考えている。

次に、これまでの検討内容の概要について、説明する。

本市におけるいじめ対策の充実強化に当たっては、いじめの「未然防止と早期発見」、「早期対応と早期解決」、「重大事態への対処」の3つの視点から対策を進めていく必要があると考えている。

そうした中で、教育・行政・地域の連携による、いじめ対策の「旭川モデル」を構築したいと考えており、(仮称)いじめ防止条例の制定については、教育委員会を中心に検討を行っている。

子育て支援部では、いじめ対策専門部署の設置と関係機関や地域住民との連携について検討を進めている。いじめ対策専門部署は子どもや保護者からの相談のほか、関係機関や地域住民からの通報を受け付けるいじめ専門の相談窓口を設置して、学校や教育委員会、地域住民や関係機関などと緊密に連携・協力しながら、いじめを受けた子どもに寄り添い、いじめの解決に向けた支援を行っていきたいと考えている。

引き続き、有識者や関係機関の皆様と意見交換や協議を行いながら、令和5年度からの業務開始に向けて具体的な取組内容を整理したいと考えている。

(A委員)

何か質問・意見はあるか。

子ども総合相談センターはいじめに対してどういう立ち位置になるのか。

(事務局)

現在は、無料の電話相談窓口である子どもホットラインを設けており、いじめや不登校に関する相談を受けている。

いじめ対策専門部署との関係については、いじめに関わる相談機能は、いじめ対策専門部署に移行し、いじめが発生した場合の児童生徒や保護者への対応、学校との連携を含め、い

いじめ対策専門部署で担当する。相談を受ける中で、子ども総合相談センターとの関わりも想定されるため連携を取りながら対応していきたい。

(A委員)

総合の看板を下ろすわけではないのか。

(事務局)

子ども総合相談センターは、これまで子どもや家庭、発達に関わる相談を受けてきているため、いじめ対策専門部署との連携を考えるとセンター内で一緒にやっていくのが良いのではないかと内部で検討している。

(A委員)

先ほども委員からお話があったが、虐待などいろいろなことを考えなければならない。もちろん、いじめの問題も大切だが、それだけが淘汰されるというのは正直どうなのかと思う。多角的な視点で考えていただけるとありがたい。

その他事項として事務局から。

(事務局)

これまでの母子保健課と子ども総合相談センターの機能の一部を統合し、子育て世代包括支援センターとして位置付けし、おやこ応援課を設置した。それに伴い、うぶごえへの贈りもの事業を子ども総合相談センターから移管し、おやこ応援課で所管することになったので報告する。

うぶごえへの贈りもの事業については、民生児童委員の方々の御協力をいただき、生まれた子が生後1か月前後の頃に絵本を配付していたが、本年4月1日以降に生まれた子については、絵本に加え木製品を贈呈することとした。贈呈する品物としては、子どもの成長過程や親子のコミュニケーションを図る上で重要な食事の場面で活用できるお皿とスプーンのセットを予定している。お皿の裏には子どもの名前を刻印し、贈呈する予定。配付については、来月から実施する4か月時健診で渡す予定。本来であれば、皆様に御覧いただきかったが、今月の定例記者会見において、市長からお披露目するため、今しばらくお待ちいただきたい。

(A委員)

何か質問・意見はあるか。

全体を通して、意見等なければ、これで閉会とする。

4 閉会